広島県教育委員会規則第四号

広島県教育委員会組織規則等の 一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

広島県教育委員会

委員長

平

田

克

明

湯県牧育委員会組織規則等の一部を改正する規則 広島県教育委員会組織規則等の一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

ように改正する。 広島県教育委員会組織規則 (平成九年広島県教育委員会規則第四号) の <u>ー</u> 部を次

導第三課の項中「指導第三課」を「豊かな心育成課」 係」に改め、 係」に改め、同表教育部の部学校経営課の項中「企画研修係」を「企画定数係」に改め、 同部指導第一課の項中「指導第一課」を「義務教育指導課」に、「管理係」を「企画調整 「広報情報係」を「広報係」 第五条の表管理部の部総務課の項中「経営戦略係」 同部指導第二課の項中「指導第二課」を「高校教育指導課」に改め、 に改め、 同部教職員課の項中 の下に に改める。 「企画定数係」を 「、情報化推進係」を加え、 「採用研修 同部指

研修・派遣」に改め、 第六条教職員課の項第一号中「定数及び」を削り、 同項に次の一号を加える。 同項第五号中「学校の業務改善」を

六 広島県立教育センターに関すること。

第七条学校経営課の項第三号及び第四号を次のように改める

県立学校の職員並びに市町立学校及び共同調理場の県費負担教職員の定数に関す

四学校の業務改善の総括に関すること。

号の前に次の一号を加える。 第一課の項中「指導第一課」を「義務教育指導課」に改め、 課」を「豊かな心育成課」に改め、同項中第五号を第六号とし、 第七条学校経営課の項第五号中 「指導第一課」を「義務教育指導課」に改め、 同項第三号イ中「指導第三 第四号を第五号とし、 同条指導

四 持続可能な開発のための教育に関すること。

第七条指導第一課の項に次の一号を加える。

七 ユネスコ活動に関すること。

削り、 三課」を「高校教育指導課及び豊かな心育成課」に改め、同条生涯学習課の項中第七号を 「豊かな心育成課」に改め、同条特別支援教育課の項第一号ハ中「指導第二課及び指導第 「指導第三課」を「豊かな心育成課」に改め、 第七条指導第二課の項中「指導第二課」を「高校教育指導課」に改め、 第八号を第七号とし、 第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。 同条指導第三課の項中「指導第三課」を 同項第一号ハ

導第二課の項中 第六十三条の 表指導第一課の項中 「指導第二課」を「高校教育指導課」に改める。 「指導第一課」を「義務教育指導課」 に改め、 同表指

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)

の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第十五号の次に次の一号を加える。

別表第一号の表の備考第二号中 「及び第十五号」 を 第十五号及び第十五号の二」に

改める。

別表第二号の表第十四号の次に次の一号を加える。

十四 学校経営
所
言に当たる。 言に当たる。 言に当たる。 言に当たる。 言に当たる。 言に当たる。 言に当たる。 言に当たる。 言に当たる。 言に当たる。
置く。

(広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正す 別表第二号の表の備考中 「及び第十四号」を「、 第十四号及び第十四号の二」に改める。

る規則の一部改正)

第三条 正する規則(平成十四年広島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。 附則第二項中「指導第二課」を「高校教育指導課」に改める。 広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改

この教育委員会規則は、 平成二十四年四月一日から施行する。